



自然と笑顔のあふれる御所市で暮らしてみませんか？  
わたしたちは、若年層の夫婦世帯を応援しています。



# 御所市住宅取得補助金

《申請等の手引き》

御所市ホームページ

<http://www.city.gose.nara.jp>



御所市役所 住宅課

## **1. この補助金の趣旨**

御所市内で住宅を取得した若年夫婦に対して補助金を交付することにより、若年層の定住を促進して、人口の維持や地域の活性化を図るものです。

## **2. 御所市住宅取得補助金における用語の説明**

- ・若年夫婦……夫婦どちらかが45歳以下である夫婦をいいます。
- ・定住……御所市の住民基本台帳に連続して10年以上記録されていて、かつ、申請住所地を世帯の生活の本拠とすることをいいます。
- ・取得……新築（増築、改築を除きます。）または購入をいいます。
- ・住宅……玄関、居室、台所、便所、浴室を有し、かつ、利用上の独立性を有する家屋をいいます。

## **3. 補助対象者**

補助対象者は、申請日現在において、次の①から⑥までの要件をすべて満たす者となります。

- ① 若年夫婦の夫または妻であること。
- ② 補助対象住宅の所在地に配偶者とともに住民登録をしてから3ヶ月以上経過していること。
- ③ 御所市に定住する意思があること。
- ④ 世帯構成員すべてに市税等の滞納がないこと。直近の市町村税が他市町村課税である場合（1月1日に御所市に住民票を置いていない等）には、当該市町村の市町村税について滞納がないこと。
- ⑤ 申請者とその配偶者が過去にこの補助金を交付されていないこと。
- ⑥ 申請者とその世帯員全員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号）でないこと。

## **4. 補助対象住宅**

補助対象住宅は、若年夫婦世帯が居住に用いる住宅のうち、次の①から⑥までの要件をすべて満たす住宅となります。

- ① 御所市内に所在していること。
- ② 補助対象者とその配偶者の所有権持分の合計が2分の1以上であること。
- ③ 申請日から2年までの間に取得しており、かつ、所有権の保存または移転登記を完了していること。
- ④ 次のア、イのいずれかに当てはまること。
  - ア 専ら人の居住に供する専用住宅であって延床面積が50㎡以上あること
  - イ 同一建築物内に居住部分以外が併存している併用住宅であって居住部分の延床面積が50㎡以上であること。
- ⑤ 別荘など一時的に利用するものではないこと。
- ⑥ 賃貸または販売その他の営利目的に利用するものではないこと。

## **5. 補助金の額**

補助金の額は50万円です。補助対象者に対して、一度限り交付されます。

## **6. 申請に必要な書類等**

申請される方は、御所市住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市の担当課に提出してください。（①～③は必須、④～⑥は必要な場合のみ）なお、③および⑤の証明書については、発行日からおおむね3ヶ月以内のものを添付してください。

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 同意書（様式第3号）
- ③ 補助対象住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）
- ④ 居住用面積を証明できる書類等（補助対象住宅が併用住宅の場合のみ）
- ⑤ 直近の納税証明書（直近の市町村税が他市町村で賦課されている世帯員がいる場合のみ）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

### **≪申請の前に≫**

申請手続きにあたっては、添付書類に手数料が必要なものも含まれています。まず、市の担当課で補助対象に該当しているかを確認されることをお勧めします。

## 7. 交付の決定及び通知

申請内容について市で審査（滞納調査など）し、補助金の交付または不交付の決定を行います。結果については、御所市住宅取得補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請された方に通知します。

## 8. 請求の手続き

補助金の交付を決定したときは、通知書とあわせて御所市住宅取得補助金請求書（様式第5号）を送付します。請求書に必要事項を記入し、市の担当課に提出してください。

## 9. その他

補助金が交付された後に御所市住宅取得補助金交付要綱第10条（※）に定める補助金の取り消し事項に該当した場合には、交付した補助金の全部または一部について市から返還を求めることがあります。

### （※）御所市住宅取得補助金交付要綱より一部抜粋

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

《このパンフレットの「3.補助対象」の各項目を参照》

- (3) 申請日から10年以内に補助対象者世帯全員が住民票を異動させたとき(災害その他やむを得ない事情による場合を除く。)
- (4) 補助対象住宅を申請日から10年以内に譲渡又は取壊しをしたとき。
- (5) 補助対象住宅が居住目的以外で使用されていたとき。
- (6) 前各号のほか、市長が不相当と認めたとき。

### 【お問い合わせ・窓口】

御所市役所 住宅課

ところ 〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

でんわ 0745-44-3496

FAX 0745-62-5425